

**いわき市販路開拓チャレンジ支援補助金
【公募要領】**

〔目 次〕

I. 本事業について.....	2
1. 事業の目的	2
2. 補助対象者	2
3. 補助対象事業	3
4. 申請手続	5
5. 採択審査	5
6. 補助事業者の義務	5
II. 応募時提出資料	7

I. 本事業について

1. 事業の目的

人口減少や市場縮小が進むなか、全国展開なども視野に入れた販路開拓の取り組みを進めることが重要になっています。こうした状況を踏まえ、市内中小企業・小規模企業の販路開拓を支援するため、「地域起点ショップここから」を活用したテストマーケティングの場の提供とマーケティングに係る経費の一部を補助します。

2. 補助対象者

本事業の補助対象者は、次の（１）、（２）に掲げる要件をいずれも満たす本市に事務所・事業所等を有する中小企業等（中小企業基本法第２条第１項に該当する中小企業者及び企業組合）であることとします。

【参考（中小企業基本法第２条に該当する中小企業者）】

業種	資本金	従業員	(うち小規模企業)
製造業等	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	
小売業	5,000万円以下	50人以下	

本事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

※会社役員(ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。)

※個人事業主本人(なお、家族従業員は「常時使用する従業員」に含まれます。)

(1) 市内で事業を営んでいること。

(2) 次の①から④に掲げる「本補助金の交付を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しない者であること。

- ① 法人等（個人または法人をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、または法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員 または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下 同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ② 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき
- ③ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき
- ④ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3. 補助対象事業

市内中小企業等が開発・製造した商品の販路拡大に向け、「地域起点ショップここから」を活用して行うテストマーケティング。

<マーケティング期間>

- ① 令和5年10月15日（日）～令和5年12月31日（日）
- ② 令和6年1月1日（月）～令和6年3月15日（金）

- テストマーケティングは、いわき市中小企業・小規模企業振興協議会が確保した「地域起点ショップここから」の販売スペースで実施します。
販売手数料の徴収はありません。売上金は販売業務終了月末で集計し、翌月末の振込みとなります。振込手数料は各事業者の負担です。
- マーケティング期間中は月1回現地で説明販売等を行うこととします。
- 説明販売等の実施日程は「地域起点ショップここから」と調整の上、決定します。
- テストマーケティングの対象となる商品は、市内事業者が開発・製造した商品(加工食品又は生活雑貨)で、酒類や生鮮食品ではないこと(材料の産地は問わない)。
- マーケティングに必要な旅費及び送料は下記のとおり実費を補助します。

<販売可能商品について>

- ・ 商品は、常温・冷蔵・冷凍のいずれも対応可能ですが、冷蔵・冷凍については、陳列スペースの空き状況により、販売できないことがあります。
- ・ 酒類、生鮮食品（青果、鮮魚、精肉、総菜）は販売できません。

<旅費及び送料の補助>

① 旅費

「地域起点ショップここから」までの往復旅費を補助します（各回2名を上限）公共交通機関を用いた最も経済的および合理的な経路により算出された実費となります。タクシー代、ガソリン代、高速道路通行料金、レンタカー代等といった公共交通機関以外の利用による旅費は補助対象となりません。また、グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金は補助対象となりません。

② 送料

「地域起点ショップここから」への送料を補助します。

- ・ テストマーケティング開始時の送料（いわき⇒地域起点ショップここから）
- ・ テストマーケティング終了時の送料（地域起点ショップここから⇒いわき）

※「証拠資料等によって金額が確認できる経費」のみが対象となります。

※ なお、下記に該当する経費は補助対象となりません。

- 補助事業の目的に合致しないもの
- 必要な経理書類を用意できないもの
- 交付決定前に契約等を実施したもの
- 金融機関などへの振込手数料
- 公租公課
- 補助金申請書類等の作成や送付等に係る費用

<参考>地域起点ショップここからについて（概要）

所在地：東京都品川区戸越2-6-2（戸越銀座商店街内）

店舗構成：店舗面積約12坪、間口4m、奥行12m

取扱商品：店頭商品アイテム数約500、年間取扱商品アイテム数約2000

営業日時：店休日火曜日・水曜日 営業時間午前11時から午後6時まで

○戸越銀座商店街について

元気でにぎやかな下町商店街として、テレビ等マスコミによく取り上げられます。

店舗構成：総店舗数約170店舗、物販店舗数約60店舗、飲食サービス店舗数約110店舗

来街者数：平日約1万人、土日祝日約2～3万人

来街客層：平日日中 ご高齢者・乳幼児連れのお母さん

平日夕方 通勤帰宅時のビジネスパーソン

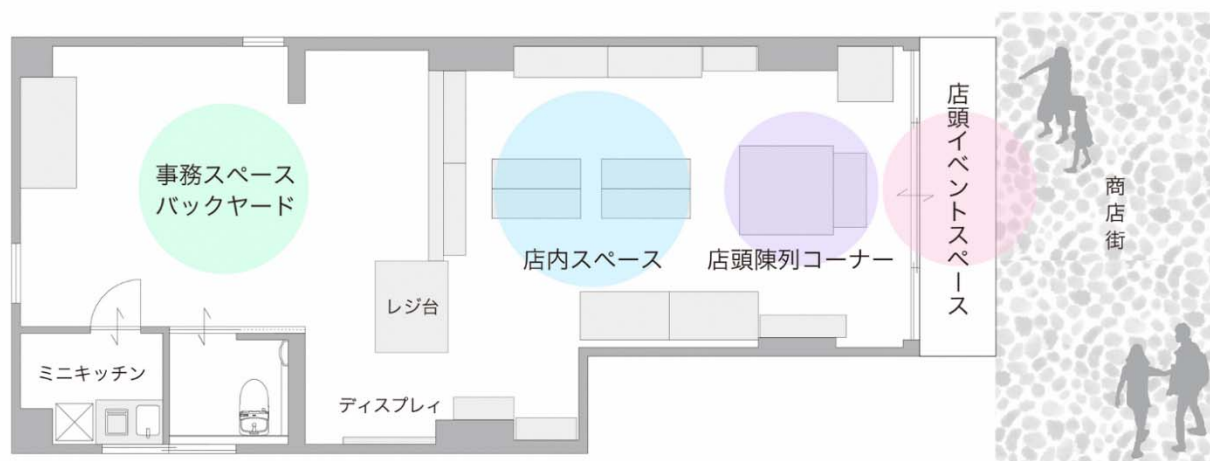
休日 商店街観光（ぶらぶら飲み歩き）の家族連れ、カップル、グループ

【店内構成】

- ・店頭イベントスペース：商店街来街者と直接接客するスペース
- ・店頭陳列コーナー：平台を用いて積極的に商品の情報発信・販売を行う
- ・店内スペース：立体什器に商品を陳列し、接客・説明販売を行う

*立体什器陳列棚スペース：幅120cm 奥行40cm

<店舗平面図>



<店内写真>



<イベント販売>



4. 申請手続

<申請受付期間>

受付開始：令和5年8月4日（金）

受付終了：令和5年9月15日（金）（17：00まで必着）

<補助金申請の手続きの流れ>

「いわき市販路開拓チャレンジ支援補助金申請書」を作成し、商工団体等の事前確認及び推薦を受けた上で、いわき市中小企業・小規模企業振興協議会（補助金事務局）まで郵送で提出してください。

<推薦団体>

いわき商工会議所、各地区商工会、市内金融機関など、事業採択後から事業完了まで、販路開拓を伴走支援できる機関

<提出先>

〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地
いわき市中小企業・小規模企業振興協議会事務局
(いわき市産業振興部 産業チャレンジ課)

5. 採択審査

<採択審査方法>

補助金の採択審査は、提出資料について、「審査の観点」に基づき、有識者等により構成される審査委員会において行います。

採択審査は非公開で提出資料により行います（申請内容に関するヒアリングは実施しません。）ので、不備のないよう十分ご注意ください。

<結果の通知>

応募事業者全員に対して、採択または不採択の結果を通知します。

採択案件については、補助事業者名、代表者名、補助事業名、事業概要、住所、業種等を公表することがあります。

※採択審査結果の内容についての問い合わせには応じかねます。

6. 採択事業者の義務

本事業の採択となった事業者は、以下の条件を守らなければなりません。

<実績報告>

補助事業の完了後、30日以内に実績報告書を提出しなければなりません。

なお、本事業の効果等を広く周知するため、成果報告会を開催する予定であり、その際には参加いただくこととなります。

<補助対象事業の経理>

補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、補助事業完了後、5年間保存しなければなりません。

【審査の観点】

I. 基礎審査

次の要件を全て満たすものであること。要件を満たさない場合には、その提案は失格とし、その後の審査を行いません。

- ①必要な提出資料がすべて提出されていること
- ②「補助対象者」および「補助対象事業」の要件に合致すること
- ③補助事業を遂行するために必要な能力を有すること

II. 内容審査（採点審査）

「補助金申請書」を審査対象として、以下の項目に基づき採点審査を行い、総合的な評価が高いものから順に採択を行います。

- ①これまでの実績・取組みについて
◇これまでの実績等を踏まえ、商品開発や販路開拓の取組みを進めているか。
- ②商品情報について
◇自社が販売する商品の魅力を分かりやすく説明しているか。
- ③商品特長の分析について
◇商品の特長をしっかりと分析し、販路拡大に取り組もうとしているか。
- ④モデル事業性
◇同業種や類似業態の事業者への波及効果が見込まれる取組みか。
- ⑤小規模企業加点
◇多くの小規模企業に販路拡大にチャレンジしていただく観点から、小規模企業については、審査の過程で加点を行います。

Ⅱ. 応募時提出資料

	提出物	必要部数	備考
応募者全員	補助金申請書	原本1部	
	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書	原本一部	
法人の場合	貸借対照表および損益計算書（直近1期分）	写し1部	◇決算期を一度も迎えていない場合は不要
	現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書	原本1部	◇申請書の提出日から3か月以内の日付のものに限る
個人事業主の場合	直近の確定申告書【第一表、第二表、収支内訳書（1・2面）または所得税青色申告決算書（1～4面）】または開業届（税務署受付印のあるもの）	写し1部	◇決算期を一度も迎えていない場合のみ、申請時の段階で開業していることがわかる開業届を提出すること ◇開業してから決算期を1回以上迎えている場合には、所得額に関わらず確定申告書を提出すること